

# セーフティネット保証の認定申請について

焼津市商工観光課商工政策担当（本庁舎6階）

☎054-626-1175

## ○申請時の注意事項（共通）

- ・受付は、平日8：30～16：30です。（12：00～13：00を除く）
- ・認定書は、受付した日の翌平日13：30以降に窓口にてお渡しします。
- ・提出された書類の返却・コピー等の対応はいたしかねます。
- ・端数は切り捨てで統一してください。
- ・不備がある場合は受け付けることができません。ご了承ください。

## ○セーフティネット保証4号認定

### 1. 対象中小企業者

- ①焼津市内において原則1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②災害等の発生に起因して影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。

### 2. 指定案件

令和7年台風第15号 指定期間：令和8年4月14日（火）まで

### 3. 必要書類

認定申請書2部（1部コピー可） 通常の様式：4-①

認定確認書

売上高を確認できる書類（試算表、売上台帳など）

法人の実在が確認できる書類（下記A～Cのいずれか）

【法人】A. 法人謄本や抄本の写し

B. 会社名、事業所の所在がわかる書類を2種類以上

（法人事業概況説明書や営業許可書の写し、法人番号公表サイト活用等）

【個人】C. 直近の確定申告の写し、開業届の写し等

### 4. 創業者等について

前年実績のない事業者や前年以降業容拡大してきた事業者についても、災害発生による影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号が利用できます。

#### 【運用緩和の様式】

災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合：4-②

災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合：4-③

## 5. 留意事項

- ・最近1か月の取り扱いは、申請する日の前月または前々月としています。
- ・申請書内「3 売上等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」は具体的な内容を記載してください。(ダメな例：台風の影響により売上減少)

## ○セーフティネット保証5号認定

### 1. 対象中小企業者

- ①焼津市内に事業実態のある事業所を有していること。
- ②全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種に属すること。
- ③各売上高要件等を満たしていること。

※原油高要件での申請を希望される場合は、一度お問い合わせください。

### ★令和6年12月からの各要件

指定業種のみ	指定業種と非指定業種を兼業
売上高要件（通常）	
<b>【様式イ-①】</b> ・最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少	<b>【様式イ-②】</b> ・最近3か月における指定事業の売上高が全体の売上高の5%以上 ・全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少
売上高要件（創業者）	
<b>【様式イ-③】</b> ・最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少	<b>【様式イ-④】</b> ・最近1か月における指定事業の売上高が全体の売上高の5%以上 ・全体と指定事業それぞれの1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少
利益率要件	
<b>【様式ハ-①】</b> ・最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少	<b>【様式ハ-②】</b> ・最近3か月における指定事業の売上高が全体の売上高の5%以上 ・全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少
原油高要件	
<b>【様式ロ-①】</b> ・最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上 ・最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇 ・最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っている	<b>【様式ロ-②】</b> ・最近1か月における指定事業の売上原価が全体の売上原価の20%以上 ・全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上 ・指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇 ・全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っている

## 2. 申請までの流れ

- ①営んでいるすべての事業について、日本標準産業分類における業種（細分類4桁）のどれに当てはまるか確認
- ②その業種が現在の指定業種一覧に入っているか・売上要件が当てはまっているか確認
- ③使用する申請書を確認
- ④申請に必要な書類を揃え、提出



産業分類検索「e-Stat」

## 3. 業種の確認方法

- ①申請者の事業実態について確認
- ②営んでいるすべての事業について、それぞれ「e-Stat」にてキーワード等を入れて検索

## 4. 必要書類

- 認定申請書2部（1部コピー可）
- 認定確認書
- 売上高を確認できる書類（試算表、売上台帳など）
- 法人の実在が確認できる書類（下記A～Cのいずれか）
  - 【法人】 A. 法人謄本や抄本の写し
  - B. 会社名、事業所の所在がわかる書類を2種類以上  
(法人事業概況説明書や営業許可書の写し、法人番号検索サイト等)
  - 【個人】 C. 直近の確定申告の写し、開業届の写し等
- 業種の確認ができる書類  
法人謄本や法人事業概況説明書だけでなく、HPや製品写真等ご検討ください。
- ※**利益率要件を使用する場合のみ**、各売上高・営業利益が確認できる試算表（税理士等が確認した信ぴょう性が担保できるもの）

※原油高要件を使用する場合は、その他必要書類がございます。

申請をご希望の場合は一度お問い合わせください。

## 5. 留意事項

- ・最近1か月の取り扱いは、申請する日の前月または前々月としています。

### （参考）利益率要件について

為替相場の変動や人手不足等の、外的要因による原材料費や人件費の増加を受けた利益率の減少が生じている場合に使用できます。単純な役員報酬の増加等は対象外です。

### ☆3か月間の月平均売上高営業利益率の算出方法

法人：(3か月間の営業利益) / (3か月間の売上高)

個人：(売上－売上原価－経費) / 売上

☆対象可否について

利益率の推移	対象の適否
プラスからプラス	減少率が20%以上で対象
プラスからマイナス	全て対象
ゼロからマイナス	全て対象
マイナスからマイナス	減少率が20%以上で対象
マイナスからプラス	全て対象外

○その他のセーフティネット保証認定について

申請をご希望の方はお問い合わせください。



焼津市 HP「セーフティネット保証の認定について」

【お問い合わせ】

商工観光課商工政策担当

☎054-626-1175

✉ shoko@city.yaizu.lg.jp